二、傷害事件の發生

1、第一回の傷害事件

日本石炭坑夫組合に於ては中央礦の賃金問題に關する紛議を知るや六月五日午前一時頃組合幹部を總動員して中央礦構內に潛入しアヂビラを撒布せんとした際組合員一名構內警備中の勞務係員に毆打され治療日數七日間を要する打撲傷を受け漸やく組合事務所に逃げ歸つたのであるが、之に憤慨した組合では五日午前十一時炭坑事務所に右被害者同道詰問するところありたるも、事實調査の上ならではとて即答を與へなかつた。（因に右被害者は間もなく中央病院に入院加療せしむることゝなつた）。

組合側に於ては同日午後三時緊急對策協議會開催の上次の通決定。